

島根県公立中学校における
部活動の地域連携・地域移行に係る方針
(素案)

島根県教育委員会

島根県環境生活部

目次

はじめに.....	1
I 基本方針	3
1 基本的な考え方.....	3
2 今後の取組計画.....	4
II 役割分担	4
1 県の役割.....	4
2 市町村の役割.....	5
3 学校の役割.....	5
III 地域スポーツ・文化芸術活動の環境整備	6
1 環境整備の考え方.....	6
2 方針検討・体制整備.....	7
3 指導者の質・量の確保.....	7
4 活動場所の確保と移動に係る支援.....	8
5 費用負担の考え方.....	8
6 保険の考え方.....	9
7 活動の周知.....	9
8 高等学校入学者選抜への対応.....	9
9 大会等の在り方と参加機会の確保.....	9

はじめに

部活動の意義

中学校の部活動は、スポーツ・芸術・文化・科学等に興味・関心のある同好の生徒が自主的・自発的に参加し、各部の責任者（顧問）の指導の下、学校教育の一環として行われており、体力や技術、感性の向上を図るだけではなく、生徒の自主性や協調性、責任感、連帯感などを育成するとともに、異年齢との交流の中で、生徒同士や教員との人間関係の構築を図ったり、自己肯定感を高めたりするなど、充実した学校生活を過ごしていく上で重要な教育活動である。

部活動を取り巻く諸課題

生徒数の減少により、学校単独での大会参加ができないなど、学校単位での部活動が成り立たなくなりつつある。

専門的な指導を受けたい、いろいろなスポーツ・文化芸術活動を体験したい、卒業後に続けられる場所が欲しいといった子どもたちの多様なニーズや、学校における教員の負担、安定的な活動をするための経費確保、施設の老朽化などによる練習環境の悪化といった様々な課題が顕在化しており、学校だけでは、多様で継続的な活動を抱えきれなくなっている。

島根県において、地域の中で持続可能な環境を整えるために

部活動の「地域移行」という言葉から「学校」と「地域」が区分されたものと受け止められるが、学校は地域の中にあり、地域とともに存在している。「地域の子どもたちは、学校を含めた地域で育てる。」という意識のもと、行政、学校、地域のスポーツ・文化芸術団体（総合型スポーツクラブ、スポーツ少年団等。以下同じ。）、協会・連盟等が、一緒になって知恵を出し合い、子どもたちがスポーツ・文化芸術活動を継続して親しむための持続可能な環境を地域においてどのように整えていくかが大切である。

ほとんどの地域が中山間地域や離島であり、少子化や過疎化が進む本県においては、受け皿となる団体、人材といったリソースに限りがある。国のガイドラインの趣旨を踏まえつつ、学校においてどのような活動をするのか、地域としてどのように支えるか、限られたリソースの中で、地域の実情に合ったやり方を考える必要がある。

本県における、将来にわたり地域の中で子どもたちの豊かなスポーツ・文化芸術活動の環境を整えていくことを目的として方針を策定する。

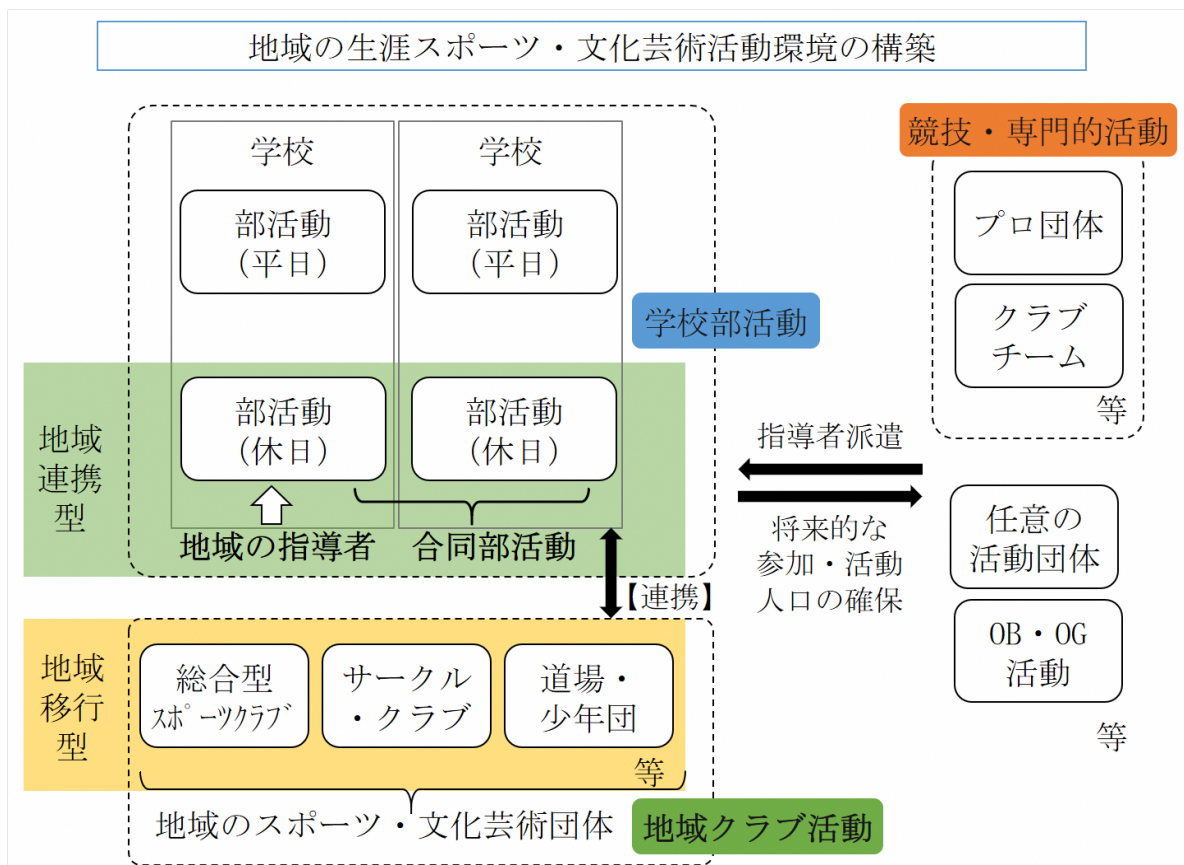
方針の対象範囲

県内の公立中学校（義務教育学校後期課程を含む。以下同じ。）の生徒の活動を主な対象とする。高等学校及び私立学校については、公立中学校におけるこれらの取組も参考にしつつ、学校等の実情に応じて適切な指導体制の構築に取り組むことが望ましい。

I 基本方針

1 基本的な考え方

- (ア) 公立中学校の学校設置者である市町村が主体となり、学校、地域のスポーツ・文化芸術団体、協会・連盟等が、知恵を出し合い連携を図ることで、子どもたちがスポーツ・文化芸術活動を継続して親しむための持続可能な環境構築について検討する。
- (イ) 令和12年（2030年）に開催が予定されている「島根かみあり国スポ・全スポ」を見据えて、当該年度末までを目安として、その期間の部活動の在り方について検討する。
- (ウ) まずは、休日（週休日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日、年末年始の休日。以下同じ。）における全ての部活動を対象とし、地域のスポーツ・文化芸術団体等による活動（以下「地域クラブ活動」という。）への移行（〔地域移行型〕）を検討する。（移行後の活動は部活動には含めないが、学校との連携や、部活動の教育的意義の継承・発展を考慮したものとする。）
- (エ) その上で、活動の受け皿の確保、費用負担、指導者の確保といった諸課題の解決が難しい場合、部活動への地域の指導者の配置、複数校による合同部活動の実施（〔地域連携型〕）等、地域の実情に応じて様々な形の体制構築、活動機会の確保を検討し、地域における子どもたちの多様な活動の場として整備を進める。
- (オ) なお、部活動によっては、これまでどおりの活動が当面継続できる見通しがある場合、移行や体制変更をしないこともあり得る。
- (カ) 平日の部活動については、基本的に、教員及び、部活動指導員や地域連携指導員、地域指導者等の外部指導者（以下「部活動指導員等」という。）の指導の下、技術・技能等の向上のみならず、生徒の生きる力の育成、豊かな学校生活の実現に意義や効果を有するものとして、時代に合った形で発展させていくこととし、可能な場合は、休日と同様に地域における活動の場を整備していく。



2 今後の取組計画

- (ア) 県は、令和6年度中に基本方針を策定、令和7年度中にモデルケースを示す。
- (イ) 市町村は、令和7年度末までに関係者による協議会等を状況に応じて設置し、学校単位での休日における活動の方向性の検討を踏まえ、県の基本方針を基に市町村の方針の策定に努めるものとする。
- (ウ) 県及び市町村は、活動の状況を継続的に調査・検証し、令和8年度以降、国の動向も踏まえ、適宜、方針の見直しを行う。

II 役割分担

1 県の役割

(1) 検討体制の構築に係る支援

- (ア) 国の動向を確認するとともに、市町村に対し、国の実証事業に係る支援や、他地域での取組事例の紹介等、情報提供を行う。
- (イ) 市町村の取組状況の把握に努め、市町村が情報共有できる機会の確保及び支援を行う。
- (ウ) 必要に応じて市町村及び学校が設置した協議会等において、説明・助言を行う。
- (エ) 市町村及び学校が設置した協議会等で挙げた課題について、県として対応できることを検討する。また、その内容や状況に応じて、国への要望を行う。

(2) 人材育成・活用支援

- (ア) 将来的に地域のスポーツ・文化芸術活動の指導者となり得る人材の育成・確保のため、部活動への部活動指導員等の配置といった地域人材の育成・活用に係る支援を行う。

2 市町村の役割

- (ア) 学校、地域のスポーツ・文化芸術団体、協会・連盟、保護者、指導者等、域内の関係者による協議会等を状況に応じて設置し、市町村における方針、具体的な取組、スケジュール等の検討、推進に努める。

その際、市町村における方針、具体的な取組、スケジュール等について、学校、関係団体、指導者等に説明・周知するものとする。

3 学校の役割

- (ア) 市町村の方針に基づき、校区内の関係者による協議会等を状況に応じて設置し、学校における方針、具体的な取組等の検討、推進に努める。

その際、市町村と連携し、学校における方針、具体的な取組等について保護者を含む関係者等に説明し、理解・承諾を得るものとする。

III 地域スポーツ・文化芸術活動の環境整備

1 環境整備の考え方

(ア) 学校を含む地域が一体となって地域の生涯スポーツ・文化芸術活動を創っていくことを目的に、以下の観点で地域の実情に応じた環境の構築を検討する。

① 部活動が担う新たな役割を考える

- ・ 部活動を、生涯スポーツ・文化芸術活動への入り口として捉え、技術・技能等の向上のみならず、スポーツ・文化芸術活動を楽しむことの本質や重要性、多様な人との関わり方等を学ぶ場とする。
- ・ 生徒が主体となって方針を考えたり活動内容を選んだりし、教員はプロデュースとマネジメントをするなど、生徒の自主性を尊重した活動とする。
- ・ 島根県「部活動の在り方に関する方針」（令和6年2月改訂）に基づき、適切な休養日・活動時間の設定等、生徒に過度な負荷がかかることがないように配慮する。

② 生涯スポーツ・文化芸術活動を学校と学校外が連携して地域に根付かせる (学校を入り口として、生涯スポーツ・文化芸術活動の形を創造する。)

- ・ 部活動の一部を学校外（総合型スポーツクラブ・道場・サークル等）で行うことで、教育活動としての部活動に加え、さらに活動したい子どもたちに対して、地域での活動の場を準備する。
- ・ 地域に活動を受け入れられる団体がない場合には、地域の協会・連盟等を通じて受け皿となる団体を作ることや、部活動指導員等を活用した学校部活動により、活動の機会を確保する。

③ 競技力や技能の向上を主眼とした活動は学校外と役割を分担する

- ・ 競技力や技能の向上を主眼とした、強化・育成のための活動については、学校外（協会・連盟傘下のクラブ・少年団等）と役割を分担し、連携を図りながら行う。

2 方針検討・体制整備

(ア) 市町村及び学校は、域内及び校区内の関係者による協議会等を状況に応じて設置し、方針、具体的な取組、スケジュールについて検討する場を設けるよう努める。

その際、市町村は、地域の状況に応じて、県や他市町村と連携を図り、複数校や市町村をまたいだ活動についても検討する。

(イ) 市町村は、学校、地域のスポーツ・文化芸術団体、協会・連盟、保護者等が定期的・恒常的に情報共有・連絡調整を行い緊密に連携する体制を整備するよう努める。

(ウ) 市町村及び地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、協議会等の場も活用し、地域クラブ活動中の生徒同士のトラブルや事故等の対応を含む管理責任の主体を明確にし、共通理解を図る。

(エ) 県は、市町村の取組状況の把握に努め、市町村が情報共有できる機会の確保及び支援を行う。

3 指導者の質・量の確保

(ア) 県は、休日に地域での指導を望む教員が、地域クラブ活動の指導者として従事できるよう、国が示す手引き等も参考にしつつ兼職兼業の取扱いを整理する。

(イ) 市町村は、県の規定や運用及び国が示す手引き等も参考にしつつ兼職兼業の取扱いについて検討する。

(ウ) 市町村は、域内におけるスポーツ・文化芸術団体等の協力を得ながら、指導者の発掘・把握に努め、また、指導者との連絡調整会議等の開催について検討する。

(エ) 県は、広域スポーツセンターと連携して、指導者の養成や質の向上を目的とした研修会の開催を行う。

(オ) 県は、「島根かみあり国スポ・全スポ」に向けた競技指導者の確保やスポーツクラブの創設支援などについて、将来的に地域クラブ活動につながるものとなるよう、取組を行う。

(カ) 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、参加者の心身の健康管理、事故防止を徹底し、体罰・ハラスメントを根絶する。市町村は、適宜、研修会の開催や指導助言に努める。

4 活動場所の確保と移動に係る支援

(ア) 市町村は、地域クラブ活動を行う団体等の学校施設、社会教育施設や文化施設等の利用について、利用を制限する規則の改正や、低廉な利用料を認めるなど、負担軽減や利用しやすい環境づくりに努める。

(イ) 市町村及び学校は、学校の負担なく学校施設の円滑な利用を進めるため、行政、学校、関係団体による協議会等を通じて、必要に応じて利用ルールの策定や運用管理のための環境整備について検討する。

(ウ) 市町村は、地域クラブ活動への参加に係る移動について、参加にあたり個人での移動が困難な生徒への対応や、効率的な移動手段の確保について必要に応じて検討する。

5 費用負担の考え方

(ア) 市町村は、地域クラブ活動に係る費用負担の在り方について、経済的に困窮する家庭の生徒の地域クラブ活動への参加費用の支援等も含め、国の実証事業を活用するなど、検証・検討に努める。

(イ) 県は、費用負担の在り方や、地域クラブ活動の立ち上げ・維持・運営等に係る諸経費の負担について、国の動向を確認し情報共有を行う。

6 保険の考え方

- (ア) 地域クラブ活動への参加については、保険加入を原則とする。
- (イ) 市町村及び地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、保険加入の管理や費用負担の在り方について、協議・検討を行う。

7 活動の周知

- (ア) 県は、県の方針をホームページ等で公表するとともに、必要に応じて市町村及び学校が設置した協議会等において、説明・周知する。
- (イ) 市町村は、市町村の方針、具体的な取組、スケジュール等について、学校及び保護者を含む学校関係者、並びに関係団体、指導者等への説明や、広報誌等での周知に努める。

8 高等学校入学者選抜への対応

- (ア) 中学校等は、個人調査報告書の「諸活動の記録」欄に在学中のスポーツ活動、文化活動等について記載する際には、学校部活動のみならず地域クラブ活動等の学校外での活動についても状況の把握に努める。
- (イ) 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、学校や所属する生徒及び保護者からの求めに応じて、生徒の活動の記録等を提供する。
- (ウ) 県は、中学校等が作成する個人調査報告書には、学校部活動のみならず地域クラブ活動等の学校外での活動についても記載可であることについて入学者選抜実施要綱に明記するとともに、そのことについて中学校等及び各高等学校とその設置者等関係機関への周知に努める。

9 大会等の在り方と参加機会の確保

- (ア) 県は、中学校等の生徒を対象とした大会等において、大会参加資格を学校単位に限定することなく、地域クラブ活動や複数校合同チームも参加できるよう、

県大会、地区大会及び市町村大会における規定の整備・運用について、中学校体育連盟、競技団体（文化芸術団体含む）等と協議をしていく。

- (イ) 県は、中学校等の生徒を対象とした大会等の引率に関して、学校部活動においては部活動指導員及び地域連携指導員、地域クラブ活動においては実施主体の指導者が行うことを可能とするよう、規定の整備・運用について、中学校体育連盟、競技団体（文化芸術団体含む）等と協議をしていく。

【参考資料】

- 「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」
：スポーツ庁・文化庁（令和４年１２月）

https://www.mext.go.jp/sports/content/20221227-spt_oripara-000026750_2.pdf